

《サービス提供責任者・従業者要件》 ○:所定単位数 ▲:30%減算 □:10%減算 -:配置不可

サービス種類 資格要件		サービス提供責任者		従業者					
		居宅介護	重度訪問介護	居宅介護				通院等乗降介助	重度訪問介護
				身体介護	家事援助	通院介助			
		身体介護あり	身体介護なし						
初任者研修課程修了者等	介護福祉士	○	○	○	○	○	○	○	○
	実務者研修	○	○	○	○	○	○	○	○
	居宅介護職員初任者研修	★	★	○	○	○	○	○	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修1級	○	○	○	○	○	○	○	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修2級	★	★	○	○	○	○	○	○
	介護職員初任者研修	★	★	○	○	○	○	○	○
	(旧)介護職員基礎研修	○	○	○	○	○	○	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修1級	○	○	○	○	○	○	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修2級	★	★	○	○	○	○	○	○
看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○	○	○	
課程修了者等 基礎研修	障害者居宅介護従業者基礎研修	-	-	▲	□	▲	□	□	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修3級	-	-	▲	□	▲	□	□	○
	(旧)訪問介護員養成研修3級	-	-	▲	□	▲	□	□	○
	都道府県知事が認める者【※1】	-	-	▲	□	▲	□	□	-
重度訪問介護従事者養成研修修了者		-	-	●	□	●	□	□	○
(旧)外出介護研修修了者【※2】		-	-	-	-	▲	□	-	-
生活援助従事者研修修了者		-	-	-	○	-	-	-	-

★ 介護等の実務経験3年以上が必要です。なお、居宅介護のみ 所定単位数の 30%減算の対象です。(本取扱い  
は

暫定的な措置のため、できる限り早期に、実務者研修の受講、又は介護福祉士の資格取得に努めてください。)

● 重度訪問介護従事者養成研修修了者であって、身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者(所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は635単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに86単位を加算した単位数)

【※1】 平成 18 年 3 月 31 日において、(身体・知的障害者又は児童)居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

【※2】 平成 18 年 9 月 30 日において、(視覚・全身性・知的)障害者外出介護従業者養成研修の修了者

【重度訪問介護のサービス提供責任者について】

上記いずれかの資格要件を有する又は該当する従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると

認められる場合、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者の配置で可

【実務経験及び日数換算について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。